

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 補償金等の支払い

（当社の支払責任）

1 第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ突然な外的な事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を受けたときに、本規約から第4章までの規定により、旅行者は又はその法定続人による死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

2 前項の傷害のうち、有効性の質を有するかいつつある個人の吸入、吸収又は攝取によって、直ちに急性に生ずる中毒症（組織的吸入、吸収又は攝取した結果した健康状態を状況を除く）を除みます。ただし、難治性の体内中毒は含まれません。

（用語の定義）

3 第2条 の様にして「企画旅行」とは、宿泊旅行や飲食募集集団企画旅行契約の部第2条第1項及び企画旅行契約の部第2条第1項に定めるものをいいます。

4 この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加するものもって、当社があらかじめ定めた企画旅行券等によって提供される該企画旅行日程に定める最初の運送、宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から、最後の運送、宿泊機関等のサービスの提供を受けることを終了したまでの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定めた企画旅行の行程から離れる場合において、離脱及び帰途の予定期間をあらかじめ定めた日に離脱しているときは、離脱の時から予定期の最終までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び帰途の予定期をもたらさない場合に届け出ることなく離脱したときには、その離脱の時から離脱の時までの間は「企画旅行参加中」とはいたしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配による宿泊機関等のサービスの提供を一切受けなければ「企画旅行参加中」とはいいます。

5 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

(1) 送番員、当社の使用人は代理人が解説を受ける場合は、その受け完了時

(2) 前項の受けが行われない場合において、最初の運送、宿泊機関等、

イ 駐機場であるときは、駐機場

ロ 船舶であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時

ハ 車両であるときは、乗車時

ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時

ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

6 第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

(1) 送番員、当社の使用人は代理人が解説を受ける場合は、その告げた時

(2) 前号の解説の感知が行われない場合において、最後の運送、宿泊機関等、

イ 空港であるときは、旅客の乗客が入場できる飛行機構内からの退場時

ロ 船舶であるときは、下船時

ハ 車両であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時

ニ 車両であるときは、降車時

ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時

ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合－その1）

3 第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

(1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(2) 死亡・補償金等を受けるべき者の故意。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(3) 旅行者の自殺行為。見習行為又は競争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(4) 旅行者が法令に定めた運送規格を持たないで、又は運送によって正常な運送ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運送している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を以て、又は法に違反するサービスの提供を受ける間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(6) 旅行者の脳膜炎、疾患等は心神失調。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(7) 旅行者の妊娠、出産、流産、死産等の自然現象又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償対象となる場合は、この限りではありません。

(8) 旅行者の運送又は運送に付随して生じた事故。

(9) 戰争、外敵の力行、暴政、革命、暴政、内乱、武闘反乱その他のこれらに類似する事変又は騒動（この規程においては、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又是一部の地区において著しく平穏がされ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいえます）。

(10) 核燃料装置（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若くは核燃料物質によって汚染された物（原子炉の事故生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有する特性又はこれらの特徴による事故。

(11) 前2号の事由に随伴して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基いて生じた事故。

(12) 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染。

2 当社は、原因のいかんを問わず、頭部筋膜群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合－その2）

3 第4条 当社は、通常旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払いません。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基いて生じた事故。

（補償金等を支払わない場合－その3）

4 第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の運行日程に含まれている場合においては、旅行は程外の企画旅行参加中に、同様の行為によつて生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。

(1) 旅行者が別表第1号に定める運送、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（いずれも被り含みます。）又は試運転（性能試験を目的とする運送又は競技をいいます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路之上これらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の運行によって、全国又是一部の地区において著しく平穏がされ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいえます。

(2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（いずれも被り含みます。）又は試運転（性能試験を目的とする運送又は競技をいいます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路之上これらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の運行によって、全国又是一部の地区において著しく平穏がされ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいえます。

(3) 航空運送事業者による路線を走めて運航する航空機（定期便であつて不是定期便であると聞いていません。）における空港を旅する者が操縦している間に生じた傷害。

（補償金等を支払わない場合－その4）

5 第6条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の運行日程に含まれている場合においては、旅行は程外の企画旅行参加中に、同様の行為によつて生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行は程外の企画旅行参加中に、同様の行為によつて生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。

(1) 旅行者が別表第1号に定める運送、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（いずれも被り含みます。）又は試運転（性能試験を目的とする運送又は競技をいいます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路之上これらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の運行によって、全国又是一部の地区において著しく平穏がされ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいえます。

(2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（いずれも被り含みます。）又は試運転（性能試験を目的とする運送又は競技をいいます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路之上これらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の運行によって、全国又是一部の地区において著しく平穏がされ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいえます。

(3) 航空運送事業者による路線を走めて運航する航空機（定期便であつて不是定期便であると聞いていません。）における空港を旅する者が操縦している間に生じた傷害。

（死亡補償金等の支払い）

6 第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者1人につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては1,500万円（以下「補償金額」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除して残額を支払います。

(後遺障害補償金の支払い)

7 第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害となり、身体に残されたままに復元できぬ機能の重篤な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因によって該障害が生じた後の日をいいます。（以下同様とします。）旅行者が別表第2号の各号に定める後遺障害補償金の額を支払います。

8 第7条の規定によらず、旅行者の日から181日目における医師の診断の基に基づき後遺障害の程度を認定する場合は、旅行者の法定相続人に支払います。

9 別表第2号の各号に掲げない後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に係なく、該障害の障害の程度に応じ、かつ、別表第2号の各号に定め後遺障害補償金の額を決定します。ただし、別表第2号の各号に定め後遺障害補償金の額を、4(1)及び5(2)に掲げる機能障害に至らない場合に対しては、

10 同一事故により2つ以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に定め前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2号の7、8及び9に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、一般ごとの後遺障害補償金は、補償金額の60%を限度とします。

5 前各項に基づいて当社は、旅行者べき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をも限度とします。

（死亡見舞金等の支払い）

6 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

7 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

8 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

9 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

10 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

11 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

12 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

13 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

14 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

15 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

16 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

17 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

18 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

19 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

20 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

21 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

22 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

23 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

24 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

25 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

26 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

27 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

28 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

29 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

30 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

31 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は平常の生活ができなくなる、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、又は各科の医師の診察において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）と同一の見舞金又は通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

（死亡見舞金等の支払い）

32 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その後の直接の結果として、平常の業務に従事